

《監査品質のマネジメントに関する年次報告書》

監査法人和宏事務所

2025 年 9 月

目次

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	3
(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ（経営方針及び監査品質向上に向けた取組について）	3
(2) 事務所概要	4
2. 経営管理の状況等	4
(1) 品質管理基盤	4
(2) 組織・ガバナンス基盤	4
(3) 人的基盤	5
(4) IT 基盤	6
(5) 財務基盤	7
(6) 国際対応基盤	7
3. (別紙) 「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」	7

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ（経営方針及び監査品質向上に向けた取組について）

当法人は、監査法人の公益的な役割を果たすため、法人の構成員による自由闊達な議論を通じて開放的な組織風土を構築すること、自らの能力の継続的な向上を図るとともに法人の構成員がその役割を認識して主体的に業務に取り組むことを通じて、組織として会計監査の品質の持続的な向上を図ることに積極的に取り組んでおります。

その目的を達成するため、法人の構成員に以下の運営方針を示し、理念の共有を図っております。

（事務所運営方針）

1. 監査及び会計の専門家として、企業の財務情報の信頼性を確保することにより、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
2. 常に高品質な監査を実施するため、最高経営責任者及び品質管理担当責任者のリーダーシップのもと品質管理体制の充実強化に努め、監査業務の品質の持続的な向上を図る。特に、監査契約の新規受嘱及び更新時のリスク評価、リスクの高い監査業務に対する監査調書の査閲、審査、人的資源の配置、及び不正リスクへの対応について、組織的な監査の実施に努める。
3. 法人の構成員による自由闊達な議論を通じて、互いの知識や経験を共有し、能力を十分に発揮できる体制を構築するとともに、監査品質向上のために批判的に意見を言える組織風土を構築し、これを維持する。
4. 常に公正不偏の態度を保持し、高品質な監査を実施するため、法人の構成員が自らの能力の継続的な向上を図り、最新の監査の水準に沿った会計及び監査の基準を理解するための研修体制を構築する。

（２） 事務所概要

説明書類をご参照ください。

2. 経営管理の状況等

（１） 品質管理基盤

当法人では、監査品質の維持向上を図るため、品質管理部が品質管理規程及び審査規程を整備する他、業務に関連する各種方針及び手続、監査マニュアル等を定めて運用しております。

監査責任者、審査担当者はその経験・能力等を考慮して、ローテーション計画に沿って社員会で選任しております。各監査チームは監査実務指針、法人の各規程、方針及び手続、監査マニュアル等に沿って監査業務を実施し、監査計画段階、意見表明前、また、必要に応じて随時、審査を受審しております。さらに、監査上慎重な判断を要する重要案件、不正リスク対応等については、審査担当者だけでなく、社員会で審議することとしております。

各個別業務については、定期的な検証を実施して状況を確認し、改善すべき点については、定期的な検証担当者、監査責任者、審査担当者間で十分な協議を実施し、継続的な改善活動を行っております。

審査、定期的な検証の実施状況や改善事項等は、定期的に社員会で報告して全社員で認識を共有し、担当する業務の改善活動につなげております。

監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：以下、KAM と記載）については、各監査チームが原案を作成し、審査担当者との協議を経て最終化することとしております。KAM の内容は、各企業の状況を踏まえて監査役等との十分なコミュニケーションを経て選定し、監査上の対応を具体的に記載するようにしております。

（２） 組織・ガバナンス基盤

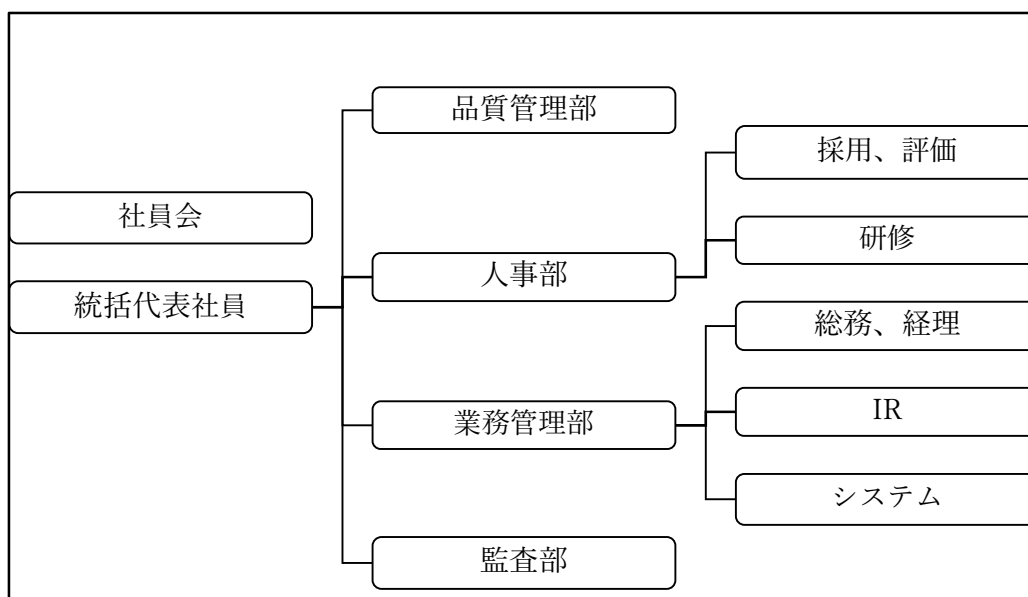
当法人は規模の小さい組織であり、全社員による業務執行と相互監視を行っております。従って、社員会が経営機関の役割を果たしており、監査業務の品質を確保するため、品質管理部、人事研修部、業務管理部を設けて組織的運営を行っております。

最高責任者はその知識・経験・能力を勘案して、経営機能を十分に果たすことのできる者

を選任しております。最高責任者を中心として、品質管理責任者及び各業務担当責任者が、各自の役割を認識し、相互牽制のもと、主体的に法人運営に取り組んでおります。

また、外部委員、最高責任者、品質管理責任者、各業務部門責任者によって構成される経営評価委員会を設置し、経営の実効性を監督・評価しております。外部委員には独立性を有する第三者を選任し、客観的な立場から有用な助言を得て、経営改善に役立てております。

【参考資料：組織図】



(3) 人的基盤

当法人は、社員7名、職員約30名程度で運営しております。採用は公認会計士として数年の業務経験を経ていることを条件としております。法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるため、人材育成については研修に関する方針を定め、人事管理・評価、昇進、報酬については人事評価に係る方針を定めております。

人事評価の項目には品質管理に関する事項、業務実施に関する事項、研修受講に関する事項等を取り入れており、年に1度人事評価を行っております。人事評価の結果も踏まえた上で、法人運営の役割分担については各社員の能力や適性を勘案して決定しており、監査チームの編成については、人員数だけではなく能力的な側面や経験年数も考慮しております。

法人の構成員の兼業・副業は担当する法人業務に支障のない範囲で認めております。当法人は会計や監査といった領域に限らず、様々な知識や経験を持った優秀な人材を確保することが、法人の運営や高品質な監査の実施に不可欠であると考えております。そのためにも、

自由闊達な議論を通じて、互いの知識や経験を共有し、監査品質向上のために批判的に意見を言える組織風土を構築することが重要であると考えております。

【参考資料】

【資格別人員数】

資格	人員数
代表社員、社員（公認会計士）	7名
補助者（公認会計士）	27名
補助者（その他）	1名
合計	35名

【研修実施回数】

（2024年4月～2025年3月）

研修実施回数	11回
（内、集合研修）	（3回）

【品質管理に係る人員数】

品質管理責任者	1名
品質管理担当者	2名
合計	3名

（４） IT 基盤

当法人では、クラウド環境による IT インフラを整備し、情報セキュリティへの取り組みと監査業務の効率化、進化するテクノロジーへの対応を図る方針としております。

情報セキュリティについては、法人の情報セキュリティポリシーを整備して運用しており、法人の構成員に情報セキュリティ研修の受講を義務付け、その浸透を図っております。また、運用状況については、定期的にモニタリングを実施しております。

監査調書は紙面主体から電子監査調書へ段階的に移行しており、有効性と効率性の観点から運用方法の検討を行ったうえで導入を進めております。

(5) 財務基盤

当法人は金商法・会社法監査 11 社、その他監査 11 社（2025 年 3 月末現在）を実施しております。報酬依存度が高い特定の関与先はなく、業務収益の大きな変動也没有ありません。

監査の関与先に対する非監査業務の提供は積極的に実施しておらず、非監査業務の収益で金額的に重要なものはありません。

【参考資料】

【監査クライアント数】

	2024年度
金商法・会社法	11
その他	11
合計	22

【平均報酬、業務収益】

	2024年度
業務収益	328百万円
金商法・会社法平均報酬	26百万円

(6) 国際対応基盤

当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携も行っておりません。海外拠点を含む監査業務については、現地の会計事務所とのやり取りや往査により対応しています。

現時点ではグローバルネットワークに加盟する予定はなく、他の法人等との業務提携も予定しておりません。

3. (別紙)「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」